

背景

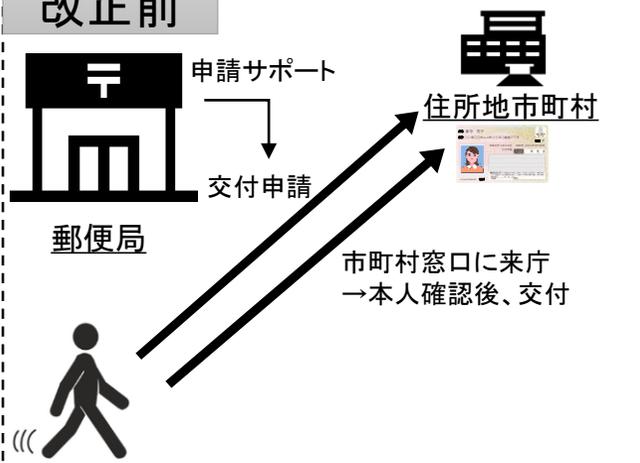
- 今後、マイナンバーカード(電子証明書を含む)の更新需要が急増する見込みであることを受け、カードの交付申請の受付や電子証明書の発行・更新申請の受付等を実施できる場所の拡充が必要
※電子証明書の更新需要は令和7年度に急増する見込み
- 現在、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施しているが、あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続を行うことを可能に

郵便局事務取扱法の一部改正

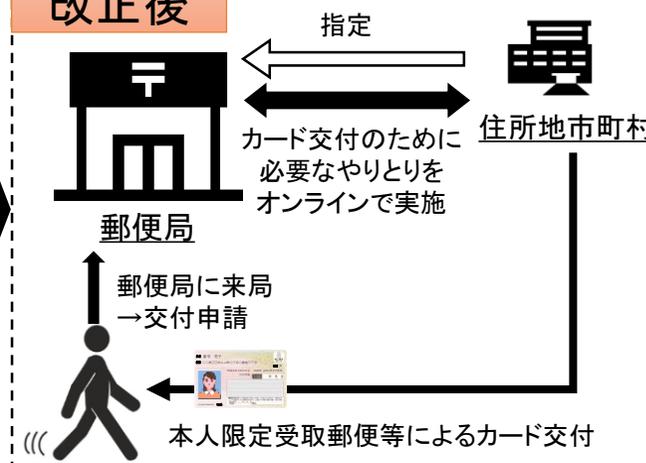
施行期日: 公布日施行(令和5年6月9日(金))

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加する。

改正前



改正後



制度改正の狙い

- 国民の利便性向上
カードの取得等のために市町村の窓口ではなく、身近な郵便局で行うことも可能となり、負担が軽減
- 行政運営の効率化
市町村は、郵便局を活用して、申請受付等の窓口拡大が可能